

令和2年第8回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年8月5日 開会

令和2年8月5日 閉会

令和2年第8回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和2年8月5日（水）午後15時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木 俊 幸
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について
 - (5) 農業振興地域整備計画（令和2年度第1回目）の変更に伴う意見について
 - (6) 令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (7) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - (8) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

◎議案説明

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について

日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画（令和2年度第1回目）の変更に伴う意見について

日程第8 議案第6号 令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第9 議案第7号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第10 議案第8号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和2年8月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木 俊 幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和2年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番佐藤委員、議席番号4番林委員の両委員を指名します。

◎議案第1号

議長

日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議することとしてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

最初に議案第1号、申請番号1及び2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号申請番号1及び2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の齋

藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

今回の申請は売買による所有権の移転であります。譲渡人は農業経営の縮小、また、譲受人は自分の耕作地に近い為取得したとのことです。譲受人は現在、遠くの農地を離して、近い農地を集積しています。また、忙しいときには裏に娘さん夫婦がおり、手伝っていただいているとのことです。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。御説明申し上げます。

ただいま、推進委員の齋藤さんが申し上げたとおりで、別段地元としては問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の2について説明いたします。

この申請は売買による所有権移転ですが、譲受人は譲渡人が経営する法人でありまして、老齡の為、将来を見据えて会社名義に変えたいということがございますので、よろしくお願いいいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番、高野です。

実は、昨日この現場に行ってきました。いろいろと、一時臭いとかで地域で問題があったんですけど、そのふんを買った畑にためておいたのを、臭いがすごいとかハエが出てしようがないとかいう苦情が、一時市役所の環境保全課に電話があったんです。今回会社にしまして、牛の飼料、餌をこの畑に作るということで、見てきましたが、確かに牛のえさを作っております。別に問題ないと思います。そして、その本人と話をしたんですけど、地域にあまり迷惑のかからないようにしてくださいということでお話ししました。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議お願いしたいと思います。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号の申請番号3を議題としますが、この案件については、次の申請番号4と関連する案件であるとともに、日程第5、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号7と関連のある案件ですので、議案第1号申請番号3及び、4並びに議案第3号、申請番号7を一括して審議することとしてよろしいかお諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、本件に関しては一括審議とします。

事務局からの概要説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3及び4について、説明する。
(別紙議案のとおり)

事務局 議案第3号申請番号7について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
続いて、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 当該地区担当推進員の中山です。
ただいま事務局のほうから概要の話がありましたけれども、この件は、まず3条の賃貸借権設定、区分地上権の設定ということでございまして、譲渡人、譲受人、それぞれ、叔父、甥の関係に当たられるようです。それぞれ、御兄弟の間で、その利用について相談をされたそうなんですけれども、今回、太陽光でこれをやるということで踏み切られたように聞いております。

現地のほうは松尾の郵便局とJRの線路のちょうど間ぐらいにあります。もう周りはほとんど住宅地ととれると、そういう状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
次に、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員からの補足説明等を求めます。

古谷委員 議席番号11番、担当農業委員の古谷です。
現地は郵便局の職員駐車場のすぐ脇にありまして、別段周りに対して迷惑がかかるような場所ではありません。
権利者については、農地所有適格法人以外の法人であります。農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議お願いします。

議長 次に、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1の雲地です。
地区推進委員及び農業委員の説明どおりでありまして、この件に関しては第三種農地ということで、農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と思われれます。よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明、並びに現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
最初に議案第1号、申請番号3及び4について、一括して採決いたします。本件については議案第3号、申請番号7の許可を条件に同日付で許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、議案第3号、申請番号7の許可を条件に同日付で許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、申請番号7について採決します。本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第1号の申請番号5を議題としますが、この案件については、次の申請番号6と関連する案件であるとともに、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号6と関連のある案件ですので、議案第1号、申請番号5及び6、並びに議案第3号、申請番号6を一括審議することとしてよろしいかお諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、本件に関しては一括審議とします。

事務局からの概要説明を求めます。

事務局

議案第1号申請番号5及び6について、説明する。
(別紙議案のとおり)

事務局

議案第3号申請番号6について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

続いて、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

現地を確認いたしましたが、もともと牛舎がありまして、それを取り壊しまして、今現在は遊休地になっておりましたところを有効活用したいということで、今回の営農型太陽光発電を設置したいということです。周りに関しましても、そんなに影響のあるようなところではないと思いますので、

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

次に、該当地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員からの補足説明等を求めます。

齊藤委員

議席番号6番の齊藤です。

今、椎名推進委員さんの言われたとおりでございまして、昨日、場所を見に行きましたけれども、営農型太陽光発電を設置しても、周りの畑には影響はないんじゃないかなど、そういうふうに見られました。

よって、権利者については、農地所有適格法人以外の法人であります。農地法第3条第3項の各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

次に、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員

議席番号1番の雲地です。

今の案件なんですけれども、地区担当推進委員、農業委員の御説明のとおりでありまして、これは一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われれます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明、並びに現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に議案第1号、申請番号5及び6について、一括して採決します。本件については、議案第3号、申請番号6の許可を条件に、同日付で許可することに御異議ない方は挙手を

お願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、議案第3号、申請番号6の許可を条件に同日付で許可することに決定します。

続きまして、議案第3号、申請番号6について採決します。本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として、意見を付すことに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

担当推進委員の石橋です。
議案第2号の1番について説明します。
この申請は更新です。地区担当の高宮委員と現地調査の際、施設管理の方から説明を受けました。栽培作物のタマリユウポット栽培はポット内に発生する除草を障害者施設の協力を得てのことなど、過去3年間の所得はないとのこと。今後はスイカ、メロン、落花生の栽培を近隣の農家からの助言を得て栽培し収入を得るとのことです。実際、小規模ですが試験栽培を確認いたしました。

総会資料24ページの地図を御覧ください。

施設から出る雨水の排水についてですが、今年は雨が多いことを考慮しても、施設内自然浸透及び、地図にはございませんが、施設の西南の角に雨水浸透ますがありまして、その浸透ますでは処理できずに、施設の南側の耕作者から、耕作地の排水量を満たし、かつ、道路側に排水設備がないため、耕作者は、たまった泥などの負担をかけているとの申出を受けました。今後の改善が必要と思われれます。説明は以上です。

議長

地区担当推進委員会からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員

議席番号1番雲地です。今、担当推進委員の石橋さんのほうから御説明があったとおりでありまして、排水に関して、いろいろ問題があるみたいですので、それを考慮していただいて、一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び、農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われれます。よろしくお願いたします。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

ただいま地区担当推進委員から、隣接農地への雨水の流出についての発言がありました。さらなる雨水の流出対策を講じるよう申し添えた上で、許可することで、いかがでしょうか。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、さらなる雨水の流出対策を講じるよう申し添え、許可相当として意見を具すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、さらなる雨水の流出対策

を講じるよう申し添え、許可相当として意見を具すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。議案第3号申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1について、説明します。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
申請番号1番について御説明申し上げます。
今回の申請は、転用を伴う使用貸借権による権利設定であります。現在、祖母、両親、本人夫婦、それと子供との4世代で生活しており、手狭になってきたため、実家の前にある畑を祖母から借りて家を建てたいとのこと。周りに農地もないため、何ら問題はないかと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番の小山です。
本件は第3種農地への専用住宅の建築でありまして、代替性の検討、信用、資力、周辺土地への影響等において問題はないと思われまます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われまます。
以上です。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。議案第3号の2について説明します。

この申請は、転用に伴う使用貸借権の設定です。申請の場所は、譲渡人の自宅の道路の反対側に当たりまして、譲受人との関係は親子です。そして、専用住宅を建設するための申請です。近隣にはまとまった農地がなく、宅地が広がっておりますので、何ら問題がないと思います。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番の小山でございます。
ただいま布施推進委員が申したとおりでございまして、本件は、第2種農地への専用住宅の建築でありまして、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ない

と思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号3について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。議案第3号、番号3について御説明申し上げます。

事務所が県道沿いに位置してまして、その裏側に駐車場ということでございます。地元としては、何ら問題がないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

本件は第1種農地への駐車場の建設でありまして、原則として不許可案件でございます。しかし、既存施設の拡張である場合においては、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えない面積であれば許可し得るという例外規定、農地法第5条第2項、農地法施行令第11条第1項第2号、農地法施行規則第35条第5号に該当しますので、許可相当と思われま。以上でございます。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号、申請番号3について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号4について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号申請番号4について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員

地区担当推進委員の中山です。申請番号4ということでございまして、こちらの場所は空港道路沿いでございます。今回申請された土地の近隣全て、関係の方が所有されています。御記憶の方もあろうかと思いますが、昨年、代表取締役のお父さんが、この近くの農地を購入されております。

そういうことで道路以外は全て関係者の土地ということになってしましまして、第1種農地として広がりがありますが、資材置場ということで実際に広がる余地が全くないという状況かと思えます。付け加えれば、既に一度申請が出されているようなんですね。旧社名の時代に1回申請が出されて、通っているようなんですけども、社名が変わったということで、今回申請が出されました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。
議案第3号、番号4に関して、地区担当推進委員の中山さんが説明してくれたとおりでありまして、本件は第1種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張である場合においては、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えない面積であれば許可し得るという例外規定、農地法第5条第2項、農地法施行令第11条第1項第2号、農地法施行規則第35条第5号に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号5について、事務局から申請

概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。5番について説明します。
JRの線路のすぐそばで、松尾IT保健センター近くで住宅地に囲まれた場所でございます。譲渡人に確認しましたが、管理も大変になってきているということで、今回、このような申請になりましたということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。議案第3号、番号5に関して報告します。
今、担当推進委員の中山さんがお話ししていただいたとおりでありまして、周りは家が建っておりました。本件は第3種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま。したがって、許可相当、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われま。よろしく願いしま。す。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第3号、申請番号5について、許可相当として意見を

付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号8について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。8番について説明いたします。

これは転用に伴う使用貸借権の設定です。申請地は、睦岡小学校の裏手の進入路、それと県道との角地です。小学校の保護者の送迎車が多いため、駐車場として整備したいとのことです。隣接農地もなく、また、整備は碎石を敷くだけです。何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。議案第3号、番号8に関して報告します。

佐瀬推進委員からお話があったとおりでありまして、小学校の裏門で、今はどうしても送り迎えの親が多く、雨降りとか、そういうときに危険を伴うんじゃないかなと思って、地元なので見てましたけれども、こういうふうには駐車場ができると随分改善されるんじゃないかということを感じました。

本件は第3種農地への駐車場の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当、農地法第5条第2項各号に該

当しないため、許可相当であると思われます。よろしくお願
いいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地
調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま
す。
議案第3号、申請番号8について、許可相当として意見を
付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付
すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第6、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要し
ない土地の証明願に関する意見についてを議題とします。
この議案については、同一先の隣接する土地の条件ですの
で、一括して審議することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一
括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求め
ます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第4号番号1から3について説明します。

現場は、山武中学校から睦岡方面に向かっていく途中の田んぼです。

番号1については全体的に木が生えている状況であり、周囲の山林と一体化しています。そのため、非農地として判断できると思われます。

番号2及び3については長年耕作放棄の状態が続いており、全体的にヨシが生えていて、一部灌木が生えている状況ですが、農地法上の1号遊休農地として取り扱えると思われます。よって番号2及び3については農地と判断できると思われます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

本申請における農地の現地調査の結果、番号1につきましては、周囲の山林と一体化しておりまして、既に山林の様相を呈していることから非農地だと思います。

申請の2番、3番におきましては、耕作放棄の状態が30年以上継続している状況であるものの、農地法上の1号遊休農地と判断できます。

なお、千葉県農地転用事務指針におきましては、非農地とは、既に現況が農地または採草放牧地以外となっていることが明確なものうち、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上経過しており、かつこの間、法第51条の規定による処分や、関係行政機関からの勧告を受けていないものとされておりまして、既に現況が農地または採草放牧地以外となっていることが明白なものとは、建物敷地、植林用地等のように利用形態が明確なものをいいまして、長期間耕作をせずに放置された土地で、単に雑草、灌木類が自生しているものは非農地に該当しないとされていることから、2番、3番につきましては、農地と判断されます。

以上です。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。異議なしと認め採決いたします。

議案第4号、申請番号1、2及び3について、それぞれ採決します。

最初に、申請番号1について採決します。本件について現地調査員の報告のとおり、非農地として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、非農地として意見を付すことに決定します。

次に、申請番号2について採決します。本件について現地調査員の報告のとおり、農地として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、農地として意見を付すことに決定します。

次に、申請番号3について採決します。本件について現地調査員の報告のとおり、農地として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、農地として意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画（令和2年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題とします。

最初に、重要変更分（95ページ）の案件、番号1を議題と

します。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 重要変更分番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。
これは、井戸用地として除外したいということです。申請地は水田の広がりがあり、その外に道路があり、道路と宅地があつて、その宅地の間の狭い土地でして、とても農業をする土地と思えるような場所ではありません。そして、65年前から井戸を使っているということもあつて、その人に、どういう経過かよく分からないんですけれども、大分昔からその井戸を使っていたということで、その方に売買すると。そのための申請です。
説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。議案第5号、番号1について報告いたします。
農地法5条は、農地を農地以外のものにするため、または雑草放牧地を雑草放牧地以外にするためには、県知事の許可を要する旨を想定しています。本件の申請は、転用行為を伴わないため、農地法の適用対象外と考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、農地法適用対象外として、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、農地法適用対象外として意見を付すことに決定します。

次に、重要変更分（95ページ）の、案件番号2を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 重要変更分番号2について説明します。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。

先ほどの、1号でありました井戸用地として除外する、その隣の残地をもう一人の方に、駐車場用地として、除外することですので、特に問題はない。したがって、許可相当になるんじゃないかと思われれます。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。議案第5号、番号2について報告します。

申請地は、申請人の住宅の隣接地であり、既存施設の拡張のため、農地法施行規則第35条第5号の適用が可能ですので、許可見込みはあると思われれます。よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決します。
本件について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして、意見を付すことに決定します。

次に、重要変更分（95ページ）の、案件番号3を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

重要変更分番号3について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

この土地は、かぎの手のかぎの部分になりまして、ほぼ家庭菜園的な使われ方以外していないところであります。ほかの代替地をとという話になってくると思うんですけども、そこはきちんとした四角の形になっているので、それを崩してしまうと、生活に影響が起きてしまうので、代替地はないということでした。この土地は、農地といいながら、反対側の辺りは家に囲まれている土地で問題ないと思われまして、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

ただいま伊藤推進委員から御報告があったとおりでございます。住宅建築であることから、集落接続規定農地法、施

行規則第33条第4号の適用が可能であるため、許可見込みはあると思われます。

以上でございます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

本件について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして、意見を付すことに決定します。

次に、重要変更分(95ページ)の、案件番号4を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

重要変更分番号4について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

農振の除外でございます。地目は山林、面積はおよそ1町歩、目的といたしましては資材置場として利用したいということです。現状ですが、10年ぐらい前はブルーベリーの栽培をされておりましたけれども、それから二、三年で撤退をして、現在は敷地面積の半分ぐらいは採石が入っているような状況でございます。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の雲地委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番雲地です。議案第5、番号4について報告いたします。

今、小川推進委員のほうから説明がありましたとおりです。本件は、登記地目が山林であること、及び現況が農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。よろしくお願いたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

本件について、農地法適用対象外として、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、農地法適用対象外として意見を付すことに決定します。

次に、軽微変更分(127ページ)の、案件番号1を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 軽微変更分番号1について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。

本申請地は、上横地・松ヶ谷線の災害時の避難路となる道路の拡幅工事の事業により、現在使用している倉庫と作業場が撤去、移転が必要になりました。そのために、現在、工事を検討されている災害避難道路の反対側に所有している畑に

つきまして、同規模の作業場と倉庫を建てたいということになっております。適当と思われますので、何とぞよろしくお願いいいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番の小山でございます。
ただいま、川村推進委員が申し上げましたとおり、避難道路による移転でありまして、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われますので、よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
本件について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可見込みありとして、意見を付すことに決定します。
次に、軽微変更分(127ページ)の、案件番号2を議題とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 軽微変更分番号2について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。2番について御説明いたし

ます。

2番は田んぼとなっておりますが、会社の代表の奥さんである持ち主がほぼ2年ほど前から埋め立て、現状は田んぼとなっております。今度、会社として手狭になったため、ここに農業用倉庫を建てるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番の小山でございます。
ただいま、菊池推進委員が申し上げましたとおりでございます。まして、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
本件について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。本件については、許可見込みありとして、意見を付すことに決定します。
次に、軽微変更分(127ページ)の、案件番号3を議題とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 軽微変更分番号3について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

この件は、今まで乾燥及び糶摺りを他農家へ委託していたんですが、それを受け入れてもらえなくなりまして、自分で乾燥機等を設置するという事です。また、周辺は自己所有地の、建設予定地は自己所有地の一部分になりますので、様々な被害の点でも何ら支障がないものと考えられますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番の小山でございます。

ただいま、川島推進委員が申し上げましたとおりでございまして、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

本件について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして、意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長

日程第8、議案第6号、令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
最初に、利用権設定等個人明細番号1から32及び番号35から39までを一括して採決します。
本件について原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
次に、利用権設定等個人明細の番号33及び34について採決しますが、この案件は議席番号14番今関委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、今関委員の退室を求めます。

(今関委員 退室)

議長 それでは、利用権設定等個人明細の番号33及び34について採決します。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
今関委員の入室を許します。

(今関委員 入室)

◎議案第7号

議長 日程第9、議案第7号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。
この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
最初に、利用配分計画個人別明細番号1から4について、一括して採決します。
本件について原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。
次に、利用配分計画個人別明細番号5について採決します

が、この案件は議席番号13番藤田委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員 退室)

議長

それでは、利用配分計画個人別明細番号5について採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

藤田委員の入室を許します。

(藤田委員 入室)

◎議案第8号

議長

日程第10、議案第8号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、地区担当推進委員からの説明を求めます。

番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

担当推進委員の小川です。番号1について説明いたします。

新規です。奥さんと2人で、露地では主ににんじん、施設ではすいか等をつくっておられますが、年とともに体の動きも非常に悪くなったので、今後、機械化をして頑張っていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

す。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長 以上で、大変長々と御苦労さまでございました。本日予定していた議案の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から何か御意見ありますか。

◎閉 会

議長 ないようでしたら、本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は9月4日、金曜日、本庁舎3階の大会議室を予定しておりますので、またお忙しいところ御参集のほど、よろしく願いいたします。